

平成 29 年度第 3 回逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画懇話会会議概要

日時 2018 年（平成 30 年）3 月 12 日（月）

午前 9 時 30 分から 11 時 27 分

場所 市庁舎 5 階 第 2 会議室

議題

1. 介護保険制度における「住民主体による支援」について
2. 本市の福祉教育について
3. その他

議題 1. 介護保険制度における「住民主体による支援」について

※高齢介護課職員からの説明については、会議録への掲載をもって会議概要から省略

（意見・質問要旨 1）

住民主体による支援について、住民主体の自主活動として行うことが目的でありながら、法人の実施団体を設置することは、相反しているように思う。実施団体が住民ボランティアのコーディネートをする役回りであるなら、支援団体と呼ぶべきでないか。

→（市・市社会福祉協議会）

実施団体は、困りごとを抱えた人からの要望を受け付け、実際に活動しているボランティアとの結び付けを行う役回りにある。支援団体と呼ぶべきとの指摘については、今後検討する。

（意見・質問要旨 2）

実施団体を置かずに、住民間で完結する仕組みにできないのか。

→（市・市社会福祉協議会）

想定している支援内容は、身の回りのことであり、利用者のプライバシーに係る内容が含まれる。これまで専門性をもって担ってきた法人に実施団体として間に入ってもらうことで、ボランティアの指導的側面を担ってもらうことができると考えている。

→（他のメンバー）

久木小学校区住民自治協議会では、独自に支援を行う仕組みを考えていて、そこには実施団体の概念はない。高度のケアが必要になったときには、市社会福祉協議会や地域包括支援センターに支援を願うイメージである。

(意見・質問要旨 3)

現在、お互いさま活動の中でもごみ出し等助け合いの活動をしているが、住民主体による支援の仕組みができあがると、お互いさま活動の内容も集約されるのか。

→ (市・市社会福祉協議会)

お互いさま活動は、今後も継続していただきたい。担い手からも利用者からもより高度なボランティアの需要があるとして仕組みを検討したものである。お互いさま活動とは異なる有償の仕組みという部分でも需要はあると考えている。

なお、市の住民主体による支援の仕組みによらず支援を行う人についても、担い手養成研修を行い、広く担い手育成を図っていきたい。

(意見・質問要旨 4)

独自に住民同士の支援の仕組みを持っている地域に対して、市や市社会福祉協議会、地域包括支援センターはどのように関わっていくのか。

→ (市・市社会福祉協議会)

担い手養成研修の実施によって、担い手の育成に努めることとなる。

(意見・質問要旨 5)

生活支援を考えたときに、ただ担い手と利用者を結びつけることだけを考えていてはいけないだろう。全市的な仕組みができあがってしまえば、住民同士の結びつきや地域の力が希薄化してしまうことが危ぐされる。災害時などを見据えて、市、市社会福祉協議会及び地域包括支援センター並びにサービス提供団体には、地域の力を強めるという視点を持っていただきたい。

沼間小学校区住民自治協議会では、そうした視点を持って、地域でできる人ができる範囲のお手伝いを無償で行う仕組みを作っていきたいと考えている。

→ (市・市社会福祉協議会)

住民同士の結びつきや地域の力は、避難行動要支援者避難支援制度においてもとても大切であると考えているが、介護保険制度においては、仕組みを作ったうえで、ある程度専門的な知識を携えた人に担っていただきたいと考えている。

現在は、公募するいくつかの実施団体により市内全域で支援が行われ仕組みを検討しているが、いずれは実施団体が増えて独自性をもった活動が行われていくことを想定している。

(意見・質問要旨 6)

ちょっとした草刈りや買い物というのは、介護保険でできないので、介護事業所としてもぜひお願いしたい。

(意見・質問要旨 7)

担い手の育成に議論が集中しているが、支援が必要と思われるのに手を挙げない人がいることについてもアンケートを行ったり、そういった人の掘り起こしについての研修を行ったりということを考えていただきたい。

→ (市・市社会福祉協議会)

課題として認識している。

(総括意見)

議題として取り上げている住民主体による支援は、介護保険制度の話であるが、地域には高齢のため支援が必要な人だけでなく、子どもを抱えている人や経済的に生活が厳しい人もいる。困っている人をどのように支援していくかということは、制度だけの話ではなく、地域で暮らす人の声に耳を傾ける必要がある。

地域包括ケアシステムという考えの根底には、限りある財源と人材を有効活用するため、見守りや助け合い等地域住民でできることはやって、なるべく長く今の制度を維持していこうという考えがある。これは介護保険に限った話ではなく、地域で生活していく上では、お互いのことに気を配って、助け合っていくことは重要である。

特定の団体があらゆることを解決していくのは難しいので、対象分野を持った各機関が連携する仕組みを地域の人も一緒に考えていかなければならない。仕組みを考えるに当たっては、それぞれの地域によって分野や圏域が異なるので、逗子市では逗子市版の仕組みを考える必要があるだろう。また、市や市社会福祉協議会が考えるだけでなく、懇話会の場をはじめ、地域住民も一緒に作り上げていくものである。

今ある高齢者や障がい者、子ども等に対する様々な制度は、それぞれに根拠となる法律があり、計画を持っている。これらが共通に持っている担い手の育成や支援を必要とする人の掘り起こしといった課題をくくって、その仕組みを考えていくのが地域福祉計画である。各分野の中では、介護保険の仕組みが先を行っていて、ひな形となり得るが、市や市社会福祉協議会、地域包括支援センターは、担い手と利用者との関係の中にどのように関わっていくのかという部分を今後説明していく必要がある。

2. 本市の福祉教育について

※市社会福祉協議会からの説明については、会議録への掲載をもって会議概要から省略

意見・質問 特になし

(総括意見)

子どものうちから福祉教育を行っていくことは、当たり前のことのようにあってもなかなか難しいが、非常にわかりやすく現状に即した展開をしているところは、逗子市の良さであ

る。福祉教育は、受け手によって捉え方が異なってくるので、その方法や到達点を変えていく必要があると思うが、まずは広く行われることが重要であり、学校の中だけでなく地域全体で行われると非常によいだろう。福祉教育をベースに、住民による支援等の仕組みについても考えていってほしい。